

Title	支那今日の法制 (承前)
Sub Title	
Author	及川, 恒忠(Oikawa, Tsunetada)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1924
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.3, No.1 (1924. 3) ,p.50- 76
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19240320-0050

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

支那今日の法制（承前）

及川恒忠

二、中央政府の組織

甲、清末に於ける中央政府の組織

清初、明の舊制を承け、一切の政務は皆内閣に於て統轄したり。雍正の時に及び兵を西北に用ひたるにより、禁内に軍機處を設け、親王及重臣を以て軍機大臣に充てたりしが、後漸く内閣の實權を奪ひ、君主を補弼するの最高行政機關となれり。庚子年間拳匪の變あるに及び、清帝蒙塵し、聯合軍入京す。清室は變法するにあらざれば自滅するに足らざるを知り、特に「督辦政務處」を設け、軍務大臣奕劻、李鴻章等を以て之を領せしめ、名づけて「督辦大臣」と曰ひ、兩湖總督張之洞、兩江總督劉坤一も亦地方に居て遙かに督辦大臣を領したり、一切の因革事宜は其れをして商榷評議

せしめたり。體制今日の内閣に似たりき。

中央行政は向きに吏、禮、戶、兵、刑、工の六部に分隸す。咸豐十年總理衙門を設け、光緒二十七年改めて『外務部』とせり。二十九年には『巡警部』、『商部』を増設し、三十二年には商部を改めて『農工商部』とし、工部をも歸併したり、戶部を改めて『度支部』とし、巡警部を改めて『民政部』とし、兵部を改めて『陸軍部』とし、其内に別に『海軍處』を附設し、刑部を改めて『法部』とし、『郵傳部』をも増設したり。後、宣統二年、海軍處を改めて『海軍部』とせり。

乙 民國の中央政府組織

民國臨時政府成立の初め、『臨時政府組織大綱』に依據し、臨時大總統の下に、行政各部を分設したること頗る總統制に近かりき、(合衆國の如く、Cabinet System)によらずして、總統を以て行政の最高機關と爲す制度を曰ふ。民國元年正月三日臨時大總統は中央行政各部の組織權限に關する法案を參議院、當時の立法部に提出し、其議決を經て施行せり、(修正臨時政府組織大綱第五條の規定則ち、『臨時大總統は官制官規を制定する權を有す。但し須らく參議院の同意を得可し』に按照して參議院に

提出したるなり。其制、合計九部にして、陸軍部、海軍部、外交部、司法部、財政部、内務部、教育部、實業部、交通部等是れなり。

元年三月十一日『中華民國臨時約法』公布せられ、臨時政府組織大綱廢止せらる。該約法は『國務總理』及各部の『總長』を均しく稱して、『國務員』、『國務大臣』と爲し(第四十三條)、更に國務員は臨時大總統を輔佐して其責任を負ふとの旨を規定したれば(第四十四條)、中央政府は遂に總統制より變じて責任内閣制たるに至れり。元年三月下旬、參議院の議決を經、原設の九部を改めて、外交部、内務部、財政部、陸軍部、海軍部、司法部、教育部、農林部、工商部、交通部等の十部とし、元年六月二十六日には、『國務院官制』、『内閣官制』を頒布し、七月十九日には、『各部官制通則』を頒布し、復た前後して、『各部官制』を頒布したり。熊希齡内閣時代に、減政の關係上、二月より十二月の間に、工商、農林の兩部を合併して、『農商部』とせり。

三年五月一日、『中華民國約法』、『新約法』公布せらる。該約法は大總統、統治權を總攬すること、總統は國民全體に對して其責任を負ふこと(十四條、十五條)を規定し、行政に至りては大總統を以て首長と爲し、『國務卿』を置きて之を贊襄せしむる旨を規

定したり。中央政府はこゝに於て遂に内閣制より變じて總統制となりぬ。

同年同日、一つの大總統令は約法第三十九條に依據して國務院官制を廢し、又他の大總統令(同日)は約法の「行政は大總統を以て首長と爲す」に依照し、特に大總統府に於て「政事堂」を設けたり。三年五月三日敕令を以て、「大總統府政事堂組織令」を公布し、尋いで先後して各部官制を修正したり。

五年四月の間、袁項城帝政の失敗に因り、復た責任内閣を恢復したりしが、國務院官制前きに廢止せられ、新官制尙ほ未だ制定せられざるを以て、五年四月二十一日、敕令を以て「政府組織令」を頒布し、五月九日には國務院令を以て「國務會議規則」を頒布したり。かの各部官制通則に至りては前きに廢止を経たりと雖も、現行制度仍ほ頗る適用す。「次長」「次官」を以て部務を代理せしむる規定の如きは是れなり。

民國に於ける中央政府組織の變遷表

總統制——臨時政府成立の時より元年三月十一日まで

内閣制——三年三月十一日より三年五月一日まで

總統制——三年五月一日より五年四月二十一日まで

内閣制——五年四月二十一日以後

三、地方制度

甲、地方行政區劃

(一) 清朝の地方行政區劃

清朝最高の行政區域は省と爲す。道之に次ぎ、府又之に次ぐ。廳、州、縣は最下級たり。共計四級にして、階級の多きこと元代に異ならず(元制は省を以て路を領し、路は府を領し、府は州を領し、州は縣を領す、凡そ五級なり)政令の推行、敏捷を期すること難かりき。且つや總督巡撫の坐鎮する、儼として諸侯の如く、其職權極めて廣漠にして、分權甚しきに過ぎ、漸く尾大不掉の勢ありたりしが、清の末葉、此患遂に萌はれたり。かの團匪事件に際し、東南各省の總督、兩江總督、劉坤一、兩湖總督、張之洞、兩廣總督、李鴻章、閩浙總督、許應駟等、一致して正式公文を以て、上海領事に通知して中立を宣言し、已に儼然として聯邦組織の勢を示めしたり。光緒三十二年、更に「東三省總督」を設け、中央の權力遂に益々薄弱に赴きぬ。

(二) 民國の地方行政區劃

民國肇造せらるゝや、地方制度は未だ改革に遑あらず、名稱を殊にすると雖も、實は清制を襲ひたり。即ち開國の始め、各省多くは「都督」を設け、以て省内一切の政務を辨理せしめたるなり。其職權の廣汎なる是を前清の督撫に較らぶるに、之に過ぎたるありて、及ばざる無かりき。嗣後、全國の人民、盛に軍民分治の説を唱へ、始めて「民政長」を設け、民政を辨理するに至りしも、多くは都督之を兼署し、實效を收むること難かりき。民國二年秋、東南各省の獨立失敗し、袁氏の勢力國內に遍及するに至り、軍民分治は始めて實現するを得たり。三年五月二十三日の教令は省官制、道官制、縣官制を公布し、府州廳を改めて「縣」とし、地方行政區域は遂に四級制より變じて省道縣の三級制となりたり。省に「巡按使」ありて全省の民政を管轄し、且つ政府の特別委任を受けて、財政及司法行政並に其他の特別官署の行政事務を監督す。省の下を道と爲す。「道尹」を置き以て一道の行政長官と爲し、道内の行政事務を執行す。道の下は縣なり。「知事」を置き以て一縣の行政長官と爲し、縣内の行政事務を執行す。各省の軍務に至りては「將軍行署」を設け、以て之を管理せしめたり。三年七月十八日の教令は將軍行署編制令を公布せり。若し巡按にして大總統の

命を奉じ、將軍銜（將軍ならざる者に將軍と同様なる資格を與ふるを將軍銜と曰ふ）を加へ、軍務を督理する者は巡按使署内に「軍務廳」を設くることとしたり（三年七月十八日の教令は巡按使公署附設軍務廳編制令を公布せり）。故に民三、國四年の當時は一省の内、民政は巡按使を以て管轄し、軍務は將軍之を督理したるなり。區域廣きに過ぎ、階級稍々繁なりと雖も、然かも軍民分治を以てし、中央の政令尙ほ地方に行はれたり。民國五年六月袁項城逝き、黎黃陂繼任す。然るに此の洪憲の政變（袁の帝制以前、既に各省長官の名稱頗る紛岐に涉りたりしかば）袁世凱反對の各省長官は自ら名稱を變えたるなり（五年七月六日の申令に於て、各省軍民長官の名稱を劃一し、各省の軍務を督理する長官は「督軍」と改稱し、民政長官は「省長」と改稱したり。此時軍民分治の制、尙ほ維持するを得たりしが、徐州會議（當時北洋軍閥は徐州に屢々會議せり）類に開かるゝに及び、督軍の亂を造成し、復辟の役後は中央の威益々損し、各省督軍遂に自ら省長を兼ねるを要求し、凡そ省内の民政、軍務、財政等皆其掌握する所となり、專權恣目に法紀なく、中央政府、視て贅疣と爲すに至れり。民國九年、更に東三省及山東、直隸、河南の三省に「巡閱使」を設けたりしが、是れより中央

政府人を行政に用ゆるに、彼等の意旨を秉承せざるなく、總理閣員皆視て屬僚の如し。履霜堅冰、その來るや漸なり。蓋し積重の勢已に成りて、更に綱紀の言ふ可き無し。

乙、地方自治の沿革

(一) 清末の地方自治制度

地方自治は前清の末年光緒三十四年十二月二十七日に始まる。則ち憲政編查館の上奏せる『城鎮鄉地方自治章程』及『城鎮鄉地方自治選舉章程』此の日に頒布せられたるなり。自治章程の規定に依據するに、下級地方自治は城鎮鄉の三區に分かたれ、府、州、縣、廳の城廂地方を『城』と爲し、其餘の市、鎮、村、莊、屯、集等の地方にして人口五萬以上を有するものを『鎮』とし、五萬に満たざるものを『鄉』としたり。而して自治體の職權は、該章程之を列舉したり。是に由れば(一)城鎮鄉の學務(二)城鎮鄉の衛生(三)城鎮鄉の道路工程(四)城鎮鄉の農工商務(五)城鎮鄉の善舉(慈善事業及其他の社會政策)(六)城鎮鄉の公共營業(七)自治事務を辨理する爲めに款項を籌集すること(八)其他本地方の習慣により、向きに紳董の辨理に歸し、素と弊端なかりし各種の事項等

に在り。自治體の組織に至りては、城鎮は「議事會」を設けて議決機關と爲し、「董事會」を設けて執行機關とし、郷は議事會を設けて議決機關と爲し、「郷董」を設けて執行機關としたり。而して議事會議員は選舉民之を選舉し、城鎮董事會の總董一名董事（一名乃至三名）及郷の郷董一名は議事會が其區内の選舉民に就て選出し、該管地方官の遴選數人の候補者に就て更に選らぶを曰ふ或は許可を経て之を任用するものとせられたり。又城鎮郷の自治職は該管地方官之を監督す。

宣統元年十二月二十四日「京師地方自治章程」及「京師地方自治選舉章程」頒布せらる。自治章程の規定に依るに、其職權の範圍は城鎮郷自治章程規定せる所の者と相同じ。其組織に至りても亦議事會を設けて議決機關とし、董事會を設けて執行機關とせり。たゞ之に在りては二級に分ち、「區議事會」「區董事會」と「總議事會」「總董事會」としたり。又自治監督は、内城、外城に在りては各區「巡警區長」を以て監督せしめ、「巡警總廳」の廳長を以て總監督と爲したり。兩者共に成を民政部に受くるものとす。その外郊地方は「步軍統領」衙門より員を派して之に充つることとしたり。宣統元年十二月二十七日「府廳州縣地方自治章程」及「府廳州縣地方自治選舉章程」

頒布せらる。該章程の規定を見るに、其職權は即(一)地方の公益事務にして、府、廳、州、縣の全體に關するか或は城、鎮、鄉の擔任し能はざるもの(二)國家の行政或は地方行政事務にして、法律命令を以て地方自治職に辨理を委任したるもの等是れなり。其組織は府、廳、州、縣の議事會及董事會を以て議決機關と爲し、府、廳、州、縣の長官その執行機關を兼ねたり。又府、廳、州、縣の自治は該省の總督巡撫之を監督し、仍ほ成を民政部及關係各部に受くるものとしたり。

抑も前清の地方自治制度は城、鎮、鄉を以て下級とし、府、廳、州、縣を中級としたるものにして、其籌備はかの『立憲事宜清單』立憲政治樹立に關する九年準備案を曰ふに定められたるものなり。城、鎮、鄉自治機關は既にその第六年目に成立を限り(宣統元年)府、廳、州、縣自治機關は第七年目(宣統二年)に成立を限られたるものなり。

(二) 民國の地方自治制度

民國の地方自治は民國二年前は仍ほ清制を沿ひたり。三年二月四日大總統令は、各級の自治會を執法亂紀の機關なりとし、各地方現設の各級自治會を停辦することを命じ、且つ内務部が新に自治制度を釐訂す可きことを聲明したり。尋んで

三年十二月二十九日の法律第二號は『地方自治試行條例』を公布し、復た四年四月十九日の教令は『地方自治試行條例細則』を公布したり。該條例の規定を按ずるに、縣を區に分ち、一縣の自治區は四區乃至六區を設くることを得。二縣以上合併の縣に在りては、増して八區に至るを得、區の戸口、一區の平均額以上に達するものは合議制と爲し、區董一名、自治員六名乃至十名を設けて議決機關とし、區董を以て執行機關とせり。區の戸口、一區の平均額に満たざるものは單獨制と爲し、僅かに區董一名を設けて自治事宜を辨理せしむ。而して其職權は本區の衛生、慈善、教育、交通、工商事項、並に法令及監督官署より委託せられたる事項を辨理するに在り。且つ縣知事を以て監督機關とせり。但し此制、終に頒布せられたりと雖も未だ實行せられざるなり。

民國八年九月七日の法律第十二號は『縣自治法』を公布し、十年六月十八日の教令は『縣自治法施行細則』を公布せり。此日復た教令を以て、『縣議會議員選舉規則』を公布す。此等の法令によれば、縣自治團體は法人にして教育、交通、水利、土木、勸業、公共營業、衛生、慈善、其他法令により縣自治に屬するの事務を處理す。其組織に至りて

は、縣議會ありて議決機關となり、參事會ありて執行機關に當だれり。自治の基礎かくの如くにして樹立するを得たるなり。

十年七月三日の敕令は『市自治制』を公布し、同日別の敕令は『郷自治制』を公布したり。此等法令の規定に據り、城鎮は廢止せられて均しく市と稱せられ、是より『城鎮郷自治』は改まりて『市郷自治』となり、且つ市郷は認められて法人と爲り、法令の範圍内に於て自治に干する各項の事務を辦理するに至りたり。其職權は列舉せられず、單に概括して自治に關する各項の事務を辦理すと定められ、縣自治團體の職權に較らふるに、其範圍推廣なり。其組織は、市に『市自治會』『市參事會』ありて議決機關となり、市職員、其の執行機關たり。郷は『郷自治會』を有して議決機關と爲し、『郷自治公所』を執行機關としたり。其監督機關に至りては、市は普通の縣知事、都市は内務部、其他の特別市は地方最高行政長官を以てせり。郷も亦縣知事を以て直接に監督す。

十年六月二十三日の敕令は『省參事會條例』を公布す。原と省は省議會を有するに、今復た參事會を設けたり。現行制度尙ほ『省自治』の名なしと雖も、其自治の基礎

既に備はれるなり。

丙、各省立法機關の沿革

(一) 清末の各省立法機關

各省が立法機關を有するに至りたるは亦前清の末葉より始まる。光緒三十四年六月二十七日、憲政編查館の上奏したる『諮議局章程』及『諮議局議員選舉章程』等頒布せられ、宣統元年、各省の諮議局先後して成立したり。抑も諮議局の設けられたるは、輿論を採取し、其れをして全省の利病を指陳して地方の治安を籌計せしむると同時に、資政院に對する儲才の階と爲すが爲めなり、其議員は選舉民覆選を用ひて之を選出す。職權は該章程之を列擧して

- 一、本省應に興し應に革す可き事件を議決すること
- 二、本省の歲出入豫算を議決すること
- 三、本省歲出入の決算を議決すること
- 四、本省の税法及公債に關する事件を議決すること
- 五、本省の擔任せる義務の増加に關する事件を議決すること

- 六、本省にのみ行はるゝ章程規則の増刪修改を議決すること
- 七、本省權利の存廢を議決すること
- 八、資政院議員を選擧すること
- 九、資政院の諮詢に申覆すること
- 十、總督巡撫の諮詢に申覆すること
- 十一、本省自治會の爭議を公斷和解せしむること
- 十二、本省の自治會或は人民の陳請せる建議を收受することとしたり。

(二) 民國の各省立法機關

民國の初元、各省は立法機關の成立を待ちたりしが、多くは自ら規章を訂し、臨時省議會を召集したり。然るに元年九月四日の臨時大總統令は『省議會議員選舉法』を公布し、十月二日の臨時大總統令は『省議會議員選舉法施行細則』を公布したりしかば、各省省議會の選舉法令、始めて劃一に歸したり。其後民國二年四月二日、法律第二號は『省議會暫行法』を公布し、省議會の組織職權、始めて準繩あるに至れり。其

稱して暫行と爲すは憲法中地方制度尙ほ未だ確定せざるが故なり。其職權は暫行法之を列舉して

一、本省にのみ行はるゝ條例を議決す。但し法律命令に抵觸せざるを以て限りと爲す。

二、本省の豫算及決算を議決す

三、省稅及使用費、規費の徵收を議決す。但し法律命令に規定あるものは此限にあらず

四、省債の募集及省庫に負擔を生せしむる契約を議決す

五、本省の財産及營造物の處分並に買入を議決す

六、本省の財産及營造物の管理方法を議決す。但し法律命令に規定あるものは此限にあらず

七、省の行政長官の諮詢事件に答覆す

八、本省人民の本省行政に關し請願せる事件を受理す

九、本省の行政及其他の事件に關する意見を以て省行政長官に建議すること

を得

十、其他法令により應さに省議會が議決す可き事件を議決す

としたり。此外か省議會は本省行政長官の違法行爲に對して彈劾案を提出し、内務總長を經由して、國務會議に提交し、之を懲辨し、本省行政官吏の違法及納賄情事に對しては、省の行政長官に咨請して之を查辨するを得るの規定なり。又省議會議員にして本省の行政事項に對し疑義ある時は、省の行政長官に向ひて質問書を提出し、期を限りて答覆せしむるか、或は省會に至りて答辯するを請求し得るものとせられたり。

三年二月二十八日、大總統令は各省省議會を解散したりしが、降て五年六月の間に至り、項城世を逝き、黃陂繼任し、各省省議會始めて恢復するを得たり。其法令に至りては、西南各省中省憲法を制定したるものを除くの外かは仍ほ變更なし。

四、司法機關及其適用法令

甲、司法機關

(一) 前清の司法機關

支那今日の法制

前清光緒三十二年以前に在りては、外省は知縣、知府、道臺より總督、巡撫に至るまで、京師は刑部、戸部、大理寺、都察院等の機關、皆審判權を有し、行政と司法と混合したること今日の司法と並論する能はず。

光緒三十二年刑部を改めて「法部」と爲し、司法行政を專司せしめ、「大理院」以下各級の審判廳(裁判處)を設けたり。三十三年「法院編制法」を頒布し、宣統元年には「各省城商埠各級審判廳編制大綱」を公布せり。是れ司法と行政との分立の始なれども、然かも京師以外は未だ推行するに及ばざりき。即ち京師の法院を以て論ずるに、創辦の時なりしかば法官は多く舊人を用ひ、供勤供述、訊問は全く舊式を取り、刑訊の方法實に未だ革除せられず、辯護士制度も尙ほ未だ採用せられず、規模粗ぼ具はれりと雖も、亦徒に其名を有したるのみ。

(二) 民國の司法機關

民國の司法機關は分ちて三種と爲すことを得可し。(一)普通法院(二)兼理司法法院(三)特別法院。

(一) 普通法院

『法院編制法』は日本に模倣し、四級三審制を採り、『初級廳』『地方廳』『高等廳』『大理院』(吾が大審院に當る)を設く。而して民刑案件を分ちて、初級管轄、地方管轄、大理院特別管轄の三種と爲し、初級廳管轄案件は地方廳を以て第二審とし、高等廳を終審としたり。地方廳管轄案件は高等廳を以て第二審とし、大理院を終審とし、大理院の管轄案件は第一審即ち終審たるなり。後、經費、人材等種々の關係に因り、初級廳を撤裁し、改めて地方廳の分庭を設け、初級案件を管轄せしめ、變じて虛四級制と爲したり。

大理院は全國の上告案件を管轄す。然れども民國五年以後、廣東四川の二省は別に大理院を設けたり。

法院編制法を按ずるに、京師を距る遠きか或は交通不便なる地方は『大理分院』を設くるを得とあり。然れども今に至りて未だ一省も設立せるもの有らざるなり。高等廳は新疆省を除く外か、各省均しく已に設立せり。その省域を去る遠きか或は交通不便の地方は『分廳』『高等分廳』を設立したり。

地方廳及初級廳(現在は分庭)は國土幅員遼闊にして、且つ財政困難なるに因り、省

域及各商埠を除く外か、多くは未だ設立せず。初級管轄案件は暫らく縣知事之を兼理せり。

(2) 司法を兼理する法院

司法を兼理する法院は近年屢々變更を経たり。民國二年には普通法院未設の地方に於て『審檢所』を設けたりしが三年之を廢止し、『縣知事兼理司法事務暫行條例』を訂して、各縣の司法事務を全く縣知事の處理に委ねたり。五年改めて『縣司法公署』を設けたりしも、後未だ實行せられず、現在は仍ほ縣知事の兼理する所なり。試みに其等の區別に就て略言せん。

按ずるに縣知事兼理司法條例は審判と檢察事務とを分かつたず、悉く縣知事が辦理するものにして、『承審員』(判事に相當す)は僅に其補助の地位に立つなり。然るに審檢所(三年廢止の)は縣知事専ら檢察事務を執行し、審判は『幫審員』(判事に相當す)責任を負ひ、審判と檢察とは之を分ちて二としたるなり。故に之を縣知事が完全に兼理するに較らぶれば、彼此よりも善かりき。縣司法公署組織章程(五年度の)は略ぼ二年度の審檢所の制に倣ひ、稍改善を加へたるものにして、之を審檢所と比

較するに其第二條に縣司法公署は審判官及縣知事を以て組織し、審判官は高等廳より司法部に呈請して任命し、薦任奏任に同じ待遇を受くどありて、審檢所の幫審員が縣知事より高等廳に呈請して任命せらるゝに似ざるなり。又之を現制(即縣知事兼理制度)に較らぶるに、縣司法公署組織章程は審判事務に關しては審判官完全に責任を負ひ、縣知事之に干涉することを得ずと明に定め、以て審判、檢察の二者を分ちたり。近く、聞く、司法部復た通令して、各省に一律に之を設けしむるの議ありと。縣司法公署を設くるに於ては、經費稍省かるゝが故に、普通法院未だ普及せざる以前に在りては、此類制度亦厚く非とす可きにあらざるに似たり。

雲南省の縣佐(一縣内の要地に置かるゝ行政官なり。縣知事の下位にあり)新疆省昌吉縣の呼圖壁縣佐、直隸省の大沽縣佐、雲南省の井檜其の他に置かれたる『對訊督辦』及『所管訊長』此等の地方の行政官、四川省の邊境地方に置かれたる『屯務委員』(行政官等は、或は地方遼闊にして交通不便なるが爲め、或は訴訟を審理すること既に久しく、一時の更張に便ならざるが爲め、尙ほ司法を兼理するの法院とせられたり。

(3) 特別法院

特別法院は甚だ多し。茲に列擧するに左の如し。

一、新疆司法籌備處

民國元年各省は『司法籌備處』を設立せり。實に舊司法制度に沿ひ、過渡に權宜するの辦法たりしなり。而して籌備處は全省の司法行政を綜理するのみならず、覆判(覆審)及上訴の案件も亦之れを管轄したりしが、二年九月、各省に高等廳成立するに逮び、司法部は一律に之を撤裁したり。たゞ新疆省は當時高等廳を設立するに力無きを以て獨り緩裁を請ひ、今に至つて尙ほ依然として存在す。

二 熱河都統署、歸綏都統署、察哈爾都統署、審判處、怡克圖審判處、庫烏科唐鎮守使審判處。

熱河、歸綏、察哈爾の三『特別行政區』に於ける審判處の組織權限にして、各省の高等廳と不同の點は

- 一、各盟旗並に蒙民の第一審訴訟事件を受理すること
- 二、檢察制度を採用せざること

三、處長は行政官たる道尹之を兼任し得ること

四、審理員一人を以て審判權を執行すること

等に在り。怡克圖審判處及び庫烏科、唐鎮守使署内の審判處の組織權限は略ぼ同じ。(庫は庫倫、烏は烏里雅蘇臺、科は科布多、唐は唐努烏梁海にして此等の地方には軍民兩政の長官として鎮守使を置く。)

三、察屬各旗羣審判處

察哈爾の各旗、各羣は原と『理刑官』ありて、一旗一羣の第一審訴訟を管理したりしが、民國四年理刑官を改めて『審理員』としたり。而して審判は審判員一人を以て之を行ひ、檢察官を設けず。初級及地方の第一審案件を管轄す。

四、察哈爾都統署附設の地方庭

この地方庭は京師及び各省の地方廳と組織を同じうせず。檢察官を設けざるのみならず、其管轄も亦甚だ特別なり。則ち察屬審判處の初級管轄の第二審案件を審理する外か、(甲)察哈爾都統署の積案(？)、(乙)察哈爾都統が特に審判を命じたる案件(特交之案件)、(丙)察哈爾官吏の犯賊案等をも審理す。

五、阿爾泰審判所

審判所の組織權限皆な察哈爾に同じ。

六、懲治盜匪案件の高級軍官

軍隊の駐在地方に於て軍人の手を経て盜賊匪徒を拿獲したる場合には『懲治盜匪法』により、之を法院に交せず、高級軍官審判するものとせり。

七、步軍統領

步軍統領北京に在りて、其治安に任ずる憲兵は前清時代に在りては、京畿地方の刑事案件を管轄したりしが、民國に入りて京師に法院を設立したる結果、步軍統領の權限と衝突し、時に爭議ありたり。然れども實際上、步軍統領は刑事案件に關して仍ほ審判權を有するなり。

八、縣知事及外交部特派員

民國以來、外人對支那人の訴訟案件は縣知事の辨理に歸したり。此種事件を辨理する縣知事は獨り前記の司法を兼理する知事たるにあらず、既に地方廳を設けたる省城、商埠等の縣知事(司法兼理の縣知事と異なる)も亦此種案件を辨理す。

民國は既に法院を設く、然らば何ぞ此種の訴訟を以て法院に歸して辨理せず、仍は縣知事に歸するや。蓋し「觀審」外人が支那裁判に立會ふの制度を曰ふ載せて條約に在ればなり。則ち民國の初年、各省城商埠の法院成立したるに、支那人對外人の訴訟案件に就ては、外人仍は條約に根據して、觀審を要求し、司法部、外交部之を難する無かりき。是に於て司法部は三條の辨法的規定を定め、(外人をして法院に觀審せしめざる爲めに)地方官廳を以て第一審とし、不服なれば該省の交渉使衙門對外交渉事務を辨理する爲めに外人の多く居住する地方に特設したるもの、或は外交部特派員署を以て、上訴の機關と爲したるなり。

かゝる辦法は、其利より之を言へば、法院が外支訴訟案件を受理せざるにより、外人は觀審する能はず、從て干與に從ふ無く、法院の尊嚴を保持し得可し(外人自ら法院に向て起訴を願はゞ、領事之に觀審せず。奉天、天津等の處多く成例あり)。其害より之を言へば、支那は法院を設立したりと雖も、外人と相接觸せざるが故に觀審なき爲め、司法の改良を了解するの機會無かる可し。此種辦法は一得一失。故に之を數年行ひて未だ遽に改むること能はざるなり。則ち縣知事はたゞに司法を

兼理するの法院たるのみならず、支外訴訟の特別法院たるなり。

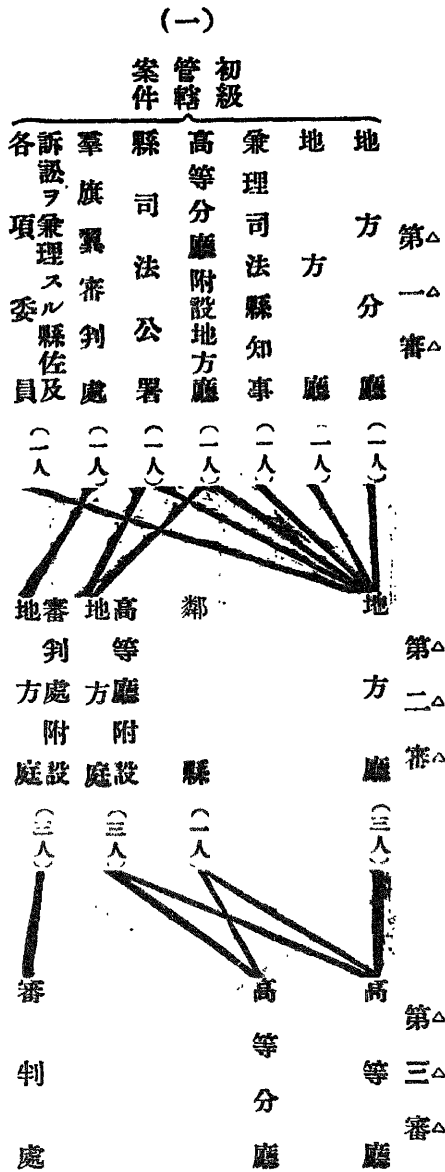
九、東三省特別區の高等審判廳

露國待遇を停止してより後、ハルビンに於ける法權を撤回したることを曰ふならん、支那は法權を回收し、遂に哈爾濱に於て高等廳、地方廳を設立せり。其組織の京師及各省の高等、地方廳と同じからざるものは、僅かに檢察長を設けずして、主任檢察官を設け、且つ露國人を任用して「諮議」及「調査員」と爲す點に在るのみ。凡そ露支訴訟及露人の訴訟案件は均しく其管轄する所に歸したり。辨理にして善からんか、亦領事裁判權を回收するの一機會たるなり。

法院種類表

普通法院	特別法院	兼理司法法院
大理院	新疆司法籌備處	縣知事
高等審判廳	熱河都統署審判處	雲南省縣佐
地方審判廳(及分庭)	歸綏都統署審判處	雲南省井綰等處行政委員
	察屬各旗羣審判處	河口、麻栗坡等處對訊督辦及所管訊長

法院管轄表



察哈爾都統署審判處附地方廳
 怡克圖審判處
 庫烏科唐鎮守使署審判處
 阿爾泰審判處縣司法公署
 哈爾賓特別高等法院
 縣知事及外交部特派員

四川省撫邊等處屯務委員
 直隸大沽縣佐

支那法制の今日

支那法制の今日

第一△審

第二△審

第七六
第三△審

(二)

